

令和 6 年（2024 年）12 月 26 日

共同利用館後継施設検討部会 報告書

1 検討経過

- (1) 第 1 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 4 年 10 月 27 日）
共同利用館後継施設整備のコンセプト及び候補地等について意見交換を行った。
- (2) 第 2 回 共同利用館後継施設検討部会（意見交換会）（令和 4 年 12 月 13 日）
部会委員及び公募による参加者 10 名により、共同利用館後継施設の目指す姿、機能、候補地等について意見交換を行った。
- (3) 第 3 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 5 年 2 月 8 日）
共同利用館後継施設の機能及び中間報告について意見交換を行った。
- (4) 第 4 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 5 年 12 月 27 日）
共同利用館後継施設の整備候補地及び機能等について意見交換を行った。
- (5) 第 5 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 6 年 2 月 14 日）
共同利用館後継施設の機能等について意見交換を行った。
- (6) 第 6 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 6 年 3 月 8 日）
共同利用館後継施設の機能及び規模等について意見交換を行った。
- (7) 第 7 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 6 年 12 月 4 日）
共同利用館後継施設検討部会 報告書（案）等について意見交換を行った。

2 部会での検討結果を踏まえた市の方針

- (1) 後継施設の整備について
札幌市として「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、引き続きアイヌ民族の交流・継承の場を確保し、アイヌ民族に係る理解及び体験・交流の促進につなげ、もって市民の生活文化の向上と社会福祉の増進に資するため、アイヌ文化交流センターに次ぐ第 2 のセンター（生活館・公の施設）として共同利用館の後継施設を整備する。
- (2) 施設の機能及び規模について
札幌市における市有建築物等の管理計画方針に基づき、部会で検討された機能（団ら

んスペース、会議室、集会室、囲炉裏の間、生活相談室、調理室、事務室、倉庫収納等)を全て備えた上で、400 m²程度の規模とする。

配置等の具体の設えについては、アイヌ民族その他の関係者の意見を聞きながら、計画等の作成を行うものとする。

(3) 整備候補地及び供用開始時期について

豊園保育園跡地（豊平区美園 5 - 1）に移設・建築し、令和 10 年度の供用開始を予定する。

3 部会としての意見

施設規模等については、より大きいものという意見も各委員からあったものの、各種制約を考慮すると、市の整備方針を理解し、今後の整備に協力していくことが適当である。

なお、今後、配置等の具体の設えを決めていくにあたり、以下の観点に基づき検討を進めるべきである。

(1) 施設の機能等について

- ① 舞踊の練習、民具の複製、工芸品の制作などを行うことができ、防音対策や十分な天井の高さを備えた集会室を設置すること。
- ② アイヌ民族以外の利用により、アイヌ民族が利用しづらくなならないような工夫（アイヌの優先予約枠の設定、時間区分やゾーニング等）を講じること。
- ③ 相談室はプライバシーが守られるように、聞こえたり見られたりしない場所に配置すること。相談者の動線も考慮すること。
- ④ 誰もが利用しやすいバリアフリーの施設とすること。
- ⑤ 施設管理体制の強化を検討すること。
- ⑥ 囲炉裏の間の南西に神窓を設置すること。
- ⑦ 出入口を複数設置すること。

(2) その他

- ① アイヌ民族が安心して集うことができ、身近で使いやすい施設とすること（施設の利用制限等の検討を含む）。
- ② 特定の個人や団体の利益を追求するような利用方法を避けること。
- ③ 駐車場は 15 台前後確保すること。
- ④ 儀式の際の動線を考慮した上でヌサ場（祭壇）を設置すること。